

みやぎ母乳育児をすすめる会

ニュース No.61



2023. 9

目 次

巻 頭 言

みやぎ母乳育児をすすめる会 理事長 青葉 達夫 …… 1

■ 「第14回東北母乳の会 in あおもり」に参加して

しょうこ助産院 佐藤 祥子 …… 3

■ みやぎ母乳育児をすすめる会 定例会2023 @Zoom

坂総合病院 相澤加奈子 …… 5

参加者アンケート結果 …… 6

■ NPO法人みやぎ母乳育児をすすめる会

2022年度 第6回 理事・幹事会議事録 …… 10

■ NPO法人みやぎ母乳育児をすすめる会

2022年度 第7回 理事・幹事会議事録 …… 14

■ NPO法人みやぎ母乳育児をすすめる会

2022年度 第8回 理事・幹事会議事録 …… 17

■ 特定非営利活動法人

みやぎ母乳育児をすすめる会・定款 …… 19

■ 「やさしい育児の本」ご案内 …… 31

■ 創立30周年記念 母乳フォーラム in みやぎ2023 ご案内 …… 32

巻 頭 言

みやぎ母乳育児をすすめる会 理事長 青葉 達夫

今年当会は初代理事長の堺武男が1993年に前身団体の宮城県母乳育児をすすめる会を設立してから数えて30年目を迎えます。途中NPO法人格を取得しました。会の設立頃は、日本の母乳率は女性の社会進出や乳業会社のプロモーションなどもあり、一旦20～30%まで低下していました。それが徐々に母乳育児の良さが見直され、母乳で育てたいというお母さん方の気持ちに応える支援が広がったこともあって、2005年ころには日本の退院後1か月時の母乳率が50%を超え、母乳育児にも勢いがついてきたかのように見えました。当時の仙台市の産科施設退院時のそれが80%に迫ったのも同じ時期でした。日本全体に比べて母乳率がとても高くなった、環境によって母乳率はそれほど変わるということだと考察しました。この時期の宮城県の人工乳の販売量が他地域と比べて有意に少なかったという報告もあります。戦後12年の母乳率の8割にはまだ及ばないにしても、このままで行けば…と思わせる快進撃でした。母乳育児がこどもの心身に良い影響を与えることについて、数々のエビデンスがあるのはよく知られていますが、母乳で育てた母親にも数えきれないほどの良い影響があります。それが進めば、日本の社会も良くなる！という夢を抱いたものでした。

しかし近年は止まらない少子化や、出産年齢とともに女性の就業率の上昇、子育て環境の多様化など新しい課題がどんどん出てきています。「母乳育児は確かにいいけれど・・・ウチはできない。」というのは悲しいものです。何とか寄り添って支援したい。当会の女性医師からも、自身の母乳育児の経験から、母乳育児の利点は知っていても、実際にやってみると多数の困難があったこと、支援の必要性についての思いが吐露されました。これまでは育児＝母乳育児という等式が成り立っていたかもしれません。そして知らず知らずのうちに当然育児は母親が独りでするもの、できるもの、とされているのが辛い、という事です。もちろん今までも父親や実家の支援を求めるなど家族で支えるサポートの重要性が言われてきましたが、それだけではどうしても足りない…。現状ではこの母親をはじめとした家族の悩みに、家族だけで応えることがどんどん難しくなっています。なにが今必要なのか？昔のように完全母乳率を競い、BFH (Baby Friendly Hospital) を増やす、だけでは駄目なのは確かです。

今、必要とされるのは母乳育児だけを支援するのではなく、母乳育児支援もしっかりできる総合的な育児支援です。そのためにこの会が、これからどうするのが深く問われていると考えています。そしてその内容と活動をどのように対外的にも行えるかということなのです。

この秋のフォーラムでは“母乳育児”にとどまらず、育児全体へも目を向けようと、多様な立場で支援をしている方々からお話を頂きます。当会の存在意義を問われるような展開になるかもしれません。母乳はかけがえのない大事なものであるけれど、それ以前に育児そのものが危機にさらされている。まずはそれを支援してゆかなければいけない。と、言うは簡単ですがなかなか壮大な問題になるかと存じます。われわれ支援者も、単一の価値観からの脱却という変革の時期だということも確か

です。多様な局面で、時として正反対の対応を迫られるような難しいシチュエーションもあります。少子高齢化、女性の社会進出、男性の育児参加の推進などと言われていますが、各家庭それぞれに考えるべきことがあって、ひとくくりにできるような模範解答はありません。そんな場面に直面した時にどうするか、自分で考えられるために、いろいろな方向からの見方を知っておく必要があります。当会も広い視点を持って、母親が子を産み、必要十分な支援を受けて、自分なりに満足できる子育てができるように微力ながらも活動をしていきたいと存じます。そのためには仲間存在は不可欠です。今後もどうぞ当会へのご支援、ご意見、ご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。



「第14回東北母乳の会 in あおもり」に参加して

しょうこ助産院 佐藤 祥子

第14回東北母乳の会が、2023年6月3日（土）に弘前でハイブリッド開催されました。新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後初めての開催で、各県から発表者などの現地参加28人（会員13人、非会員15人）、Zoom参加15人（会員3人、非会員12人）、合計43人の参加でした。

青森での開催は今回が3回目です。第1回は2008年で青森浅虫温泉が会場でした。第2回は2015年に弘前市ヒロロで開催、当会理事長の青葉達夫先生の「母乳育児中の口腔の問題～むし歯や舌小帯」と、青森県立中央病院総合周産期母子医療センター新生児科部長・網塚貴介先生による「ちょっとだけ早く生まれた赤ちゃんへの母乳育児支援」でした。開催時期に注目されていたテーマで、とても興味深く聴いたのを覚えています。

今回のテーマは、「親子と地域をつなぐ子育て支援～いま支援の輪をつなげよう～あおもり版～」、シンポジウムは「産後ケアの現状と課題」で、各県からそれぞれの産後ケアの取り組みについて報告がなされました。あおもり母乳の会は、コロナ禍でほとんど活動ができていなかったとのことでしたが、この「東北母乳の会 in あおもり」を期に活動再開を目指す意気込みが感じられました。

シンポジウムでは、宮城から「小児科診療所における産後ケア」と題し、なるみ赤ちゃんこどもクリニック看護師の鈴木瑠衣さんが、オンラインで発表しました。この発表は昨年、みやぎ母乳育児をすすめる会でも発表いただいた内容です。院長の鳴海先生は、「医療と異なる視点で育児支援が出来ないか」との思いから、産後ケア施設の開所に向け仙台市やスタッフ間でカンファレンスやアンケート調査を実施、開所に至ったとのことでした。小児科医院の一角で、助産師2名、看護師3名、保育士2名のケアを受け、必要があれば小児科医がすぐに介入してくれるなかでゆったりと過ごす時間は、ワンオペ状態で頑張っているママたちにとって、心も身体も満たされ充実した時間になると感じました。実際利用者も多く、予約待ちとのことでした。

秋田県からは、身体的ケアや休息を必要としている方、産後うつ、EPDS高値の方と幅広い利用希望者がいる一方、産後ケア申請の手続きが煩雑、かつ決定の通知が遅いことなどが話されました。

岩手県からは、黒川産婦人科医院で令和1年6月から開始し、現在まで329名が利用したことと、ママたちの笑顔の写真の報告でした。授乳時間に追われていると感じているママにとって、安心できる人に赤ちゃんを預かって休めること、相談できること、赤ちゃんと離れる時間がとても気分転換になることがアンケート結果からわかったと話されました。

福島からは、ふくしま母乳の会4代目の理事長になった小児科医・小笠原啓先生から県内に宿泊できる助産所が少ないこと、地域助産師の偏在、マンパワー不足について発表されました。

産後ケア事業は国と自治体が1/2ずつ助成し、切れ目のない支援を提供することを目的にしていま

すが、各自治体に裁量はゆだねられていて、提供回数、料金設定も自治体ごとで違っていています。また申請が妊娠中からできるところもあれば、産後の申請のみのところもあります。申請しても決定まで時間がかかり、早く支援の手を差し伸べたいと思っても決定通知書が来なければ動けないのが現状です。宮城県でも仙台市の産後ケア事業内容と、私が知っている大崎市や美里町、利府町でもだいぶ違います。どこに住んでいても同様な支援が受けられるように声を上げていく必要があると感じた発表で、まずは里帰り先でも産後ケアを受けられるような仕組みができるといいと思いました。

基調講演は網塚貴介先生（現在あおもり母乳の会事務局長、青森県立中央病院成育科部長、こども家庭支援推進監、総合周産期母子医療センター副センター長）より「医療ケア児支援に学ぶ親子を守る地域づくり」として、歩けるし、話せるけれど、日常的に医療機器と医療ケアが必要な子どもたちを取り巻く問題と現状について話されました。

現在、医療的ケア児は10年前の2倍に増えているとのこと。日常的に医療機器、医療ケアが必要な子どもたちは、制度上や法律上では病院にしかいないとされていました。医療技術の進歩によって、子どもたちの病態は変化しましたが、現実の変化の方が速く、医療の必要度に応じて支える社会的仕組みが存在しませんでした。子どもは日々成長していく過程の中で、様々な支援が必要です。家族だけでは賄いきれません。介護のための離職による経済的負担など家族への負担は大きくのしかかります。支援を受けている子どもを受け入れる施設や保育所、幼稚園、学校との連携やケアを提供できる支援者が必要になります。医療ケア児を支援するには、多職種による緊密な連携と支援体制の構築が不可欠ということです。大人の介護や医療ケアはしたことがあるが、子どものケアはしたことがないから不安、などという声もあり、支援を提供する側の育成も必要と話されていました。その通りだと思います。人手不足はどこも感じていること。効率よく助け合える環境作りがこれからは必要なのだと改めて感じた講演でした。

講演終了後、次回開催地の秋田からの挨拶がありました。

東北6県代表者会議では、来年はリアル開催を目指そうと話し合いがあったようです。

久しぶりに顔を合わせ、意見をぶつけ合ったことが新鮮で意欲が湧いてくるのを感じることができました。

私事ですが、昨年大崎市民病院を退職し11月に訪問型の産後ケアで開業しました。自治体でも少し働いております。病院と行政両方で働き、それぞれの立ち位置や役割にふれ、考えさせられています。また、今期で理事を退任することにしました。お世話になりました。今後は一会員として貢献できればと思っています。

母乳育児は出生直後の関わりが一番大切です。産後ケアでどんなに早く関わっても、出生直後の関わりには及びません。ママが安心してスムーズに母乳育児に取り組めるように、入院中の支援の大切さを、今一度検討と共有をしていきましょう。

みやぎ母乳育児をすすめる会 定例会 2023 @Zoom

坂総合病院 相澤 加奈子

2023年5月26日、定例会がZoom ウェビナーで行われました。今回は仙台医療センター小児科医の千葉洋夫先生から、「母乳に足りないもの ビタミンK ビタミンD 微量元素」というテーマでご講演いただきました。

母乳の利点、小児科疾患における母乳育児の利点、母乳育児の母親における利点などは大前提にあります。そのなかで母乳に足りないものとして、ビタミンK、ビタミンD、微量元素（鉄、亜鉛）があげられます。一つ一つ丁寧にわかりやすく解説していただき、時代の変化とともに出てきた問題もあり、母乳育児もどんどん変化していく可能性を感じました。ただ、不足する時期や特徴を理解し、正しい情報を母親に提供し不安を仰がないようにしていかなければならないと思います。

定例会後のアンケートでも、とてもわかりやすく理解できたという回答が多くみられました。「母乳を推進する上で、利点に加え弱点も知っておく必要がある。このような話を聞く機会がなかなかいたためとても勉強になった」「不足している部分を知り、それをどう補うか知る機会になった」という感想がありました。食事や日光浴などすぐに伝えられる内容もあり、早速取り入れ実践できると思います。

母乳育児を継続しつつ、できること、気をつけるべきことを伝えていかなければならないと思いました。今回は皆様のご協力の下無事に配信をすることができました。約70%が助産師、15%が医学系学生の参加でした。講演内容、テーマはいずれも大変満足～満足という回答でした。至らなかった点、不備などもあったかとは思いますが、参加人数97名という大盛況で終了したことにスタッフ一同安堵しております。

貴重なご講演をしていただいた千葉先生、みやぎ母乳育児をすすめる会理事会、参加していただいた皆様に感謝申し上げます。

定例会2023@Zoom YouTube チャンネルにて配信中

講演：「母乳に足りないもの ビタミンK ビタミンD 微量元素」

講師：千葉 洋夫 先生（仙台医療センター 小児科・新生児科医長）

開催日時：2023年5月26日（金）18：00－19：00

プログラム：18：00－18：05 開会の挨拶

18：05－18：50 講演

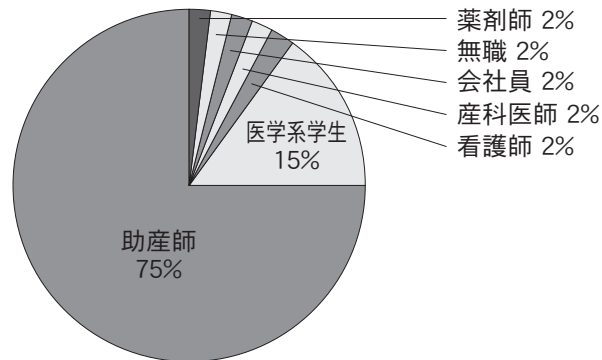
18：50－19：00 質疑応答



みやぎ母乳育児をすすめる会 定例会 2023 参加者アンケート結果

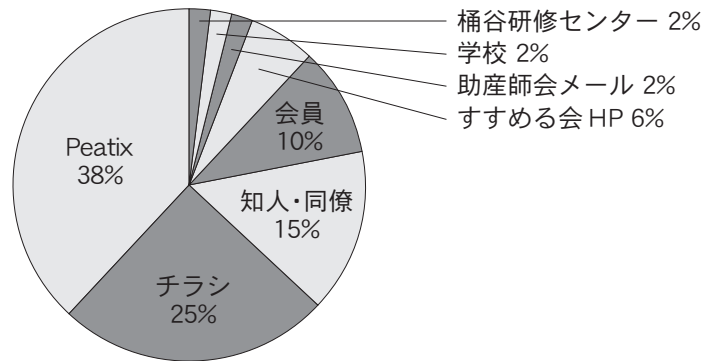
■ 職業

[48 件の回答]



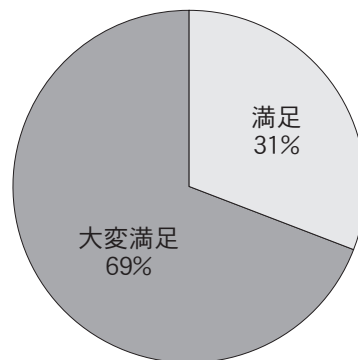
■ 今回の定例会を どこで知りましたか

[48 件の回答]



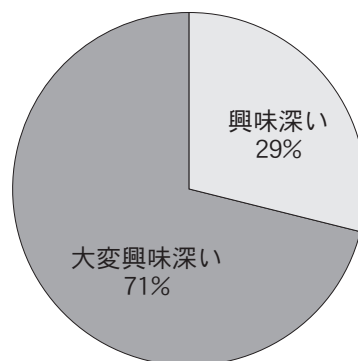
■ 講演は満足でしたか

[48 件の回答]



■ 講演のテーマは いかがでしたか

[48 件の回答]



■ 講演会の満足度に対する理由

「大変勉強になりました。」

「各栄養素ごとに丁寧にわかりやすくお話しいただいたので、理解に繋がりました。」

「最近の母乳事情や対処法について詳しく知ることができ勉強になった。」

「日光浴の重要性がわかりました。」

「母乳育児の利点、足りないものを知ることができました。k2シロップの必要性など、改めて母親たちに根拠を持って説明できそうです。」

「日光浴が必要であるということを知ることができた。」

「とてもわかりやすく、研究データなども用いられており興味深いものだったため。」

「最近の話題を聴くことが出来たので。」

「貴重なお話を聞くことが出来たから。」

「母乳栄養をしていく上で気をつけることが理解できました。」

「鉄欠乏の症状について質問させていただきました。成人と同じ症状なのかずっと疑問でしたが、思い切って質問したところ、臨床症状を丁寧に答えて下さり、学びとなりました。ありがとうございました。」

「母乳育児を勧めて行く上で不足する要素やそれに寄って起こる弊害を知れた。改めて食事や日光浴などの生活についても伝えていくべきことがある事を確認できた。」

「とても丁寧にわかりやすく説明でした。」

「知りたいことがデータをもとに詳しく知れた。」

「分かりやすかった。」

「よくわかっていなかったところがあり、理解できました。」

「説明がわかりやすかったです。」

「わかりやすく、理解しやすかった。」

「具体的かつ、わかりやすかったです。」

「わかりやすく、新しい知見を得た。」

「千葉先生の講演が興味深かったので、勉強になりました。」

「13回投与になった経緯など知りたいと思っていたから。」

「母乳育児を支援するために必要な知識なのでとてもお話がわかりやすく勉強になりました。ありがとうございました。」

「勉強になりました。」

「母乳は完全栄養と思っていたが、時代と共に足りない物が解ってきて、補足すべき物が理解できた。正しい知識を知ることが出来てよかった。」

■ 講演のテーマ

「K2シロップの内服回数の変更がタイムリーな話題だったので、非常に興味深かったです。」

「産科施設で勤務するにあたって今後さらに母乳育児への知識を深めるためにとても勉強になりました。」

「助産について興味があるから。」

「母乳栄養がいいという話と、ミルクに比べて足りない栄養素もあるという話は良く聞くが、その欠乏している栄養素を補うためにシロップの服用や日光浴、鉄剤投与などの具体的な対策方法を聞くことができたため。」

「母乳を推進する上で、母乳の利点に加え弱点も知っておく必要がありました。今回は、そちらに着目して教えていただき大変勉強になりました。ありがとうございました。」

「助産師を目指す者として母乳については知っておかなければならないことであるから。」

「日々、亜鉛欠乏・ビタミンD (BabyD200) の内服を行っており、その重要性を改めて認識できた。頭蓋ろうが増えている印象があるが、1か月健診時にはほぼ硬くなっているというのを聞き安心しました。」

「母乳成分に不足しているものがあり、それにどのように対応していけばよいのか具体的に知ることができました。」

「母乳の良い点ばかりでなく不足している部分を知り、それをどう補うのかについても学べたため」

「この点が気になっていたのです。」

「最近、話題になっている気がするのです。」

「よくママたちに聞かれるし、情報提供したい。」

「ケーツーシロップについて具体的なことが聞けたのでよかった。」

「直ぐに役立つ情報が得られ勉強になりました。千葉先生ありがとうございました。母乳育児をすすめる会の皆様貴重な講演会をありがとうございました。」

「母乳とビタミンKの内容はまさに今知りたいと思っていた内容でした。」

「深いところまで知らない分野だったので、勉強になりました?」

「頭のやわらかいあかちゃんの話聞いたことがあったから。」

「母乳は素晴らしいものですが、それにより対策をしないと重大な疾患がおきる事もあることを知ることができ今後の母乳支援に役立つと思ったから。」

「最近増えている頭蓋ろうについて不思議を感じていたところだったので、見識が広がったように思う。ただ、見方によっては、母乳の栄養だけでは足りない、母乳育児だけでは不足すると取られかねない内容でもあるので、他者や母に伝達する際に気をつけようと思った。」

「このようなテーマのお話を聞く機会がなかなかないため、とても良かった。」

「母乳は完全栄養だと思っていたのです。」

■ 今後の定例会やフォーラムで取り上げて欲しいこと

「乳腺炎への対応」

「産後のワンオペや精神面を考慮すると混合栄養で退院を出しがちで、どうしてももったいないという気持ちを抱いてしまう。母乳栄養でも休息が取れる支援例などを紹介してほしい。」

「もう一度同じような内容でも理解が深められるような気がします。貴重なご講演ありがとうございました。」

「母乳育児と補完食について（母乳を多く飲ませているから補完食が進まない（食べが悪い）からと授乳回数を制限するよう指導されているお母さんがいます。本当に母乳を制限して補完食を進めるべきなのか。補完食の時期に母乳を飲むことでの利点や両者をどのように両立して行くかなど聞いてみたいと思いました）母乳栄養と薬、アレルギーについてなど」

「少子化、考え方の多様化もあり最近母乳育児の人が少なくなっているのです、今後どの様に対応していったら良いのか？と思っています。」

「今、母乳離れが多い気がします。妊婦褥婦さんへの今回の講義をふまえた、母乳栄養の勧め方」

「なし」

「今の時代の食生活の中での母乳はこどもに良い栄養をもたらすのでしょうか 栄養バランスが良い食事を撮れていないのでは。」

「新しい話題」

「完全母乳をしているお母さんが減ってきている今、母乳をすすめていくにはどのような対策をしていけばよいのかを知りたい。」

「児の頭の形について 矯正の必要性」

2022年度 第6回 理事・幹事会議事録

日 時：2023年6月5日(月) 18:30~19:44 於：Zoom

出席者：理事長：青葉 副理事長：中村

理 事：加藤、大友、横江、佐藤祥、熊谷

幹 事：近江、渡邊、芳賀

監 事：堺

オブザーバー：東北公済病院：高橋、東北大学：武石、宮城大学：山田(書記)

1. 報告) 定例会 (渡邊幹事、近江幹事、事務局熊谷)

日 程：2023年5月26日(金) 18:00~19:00

総合司会：渡邊幹事

講 師：千葉洋夫先生(仙台医療センター小児科・新生児科医長)

演 題：「母乳に足りないもの ビタミンK ビタミンD 微量元素」

場 所：坂総合病院からZoomミーティング(ホスト：坂総合病院)

申し込み：122名 参加者：98名

アンケート回答48名(回答率は半分以下だった)

内容についての感想：

- ・ビタミンKの話聞く機会がなかったのでとてもよかった
- ・母乳育児の不足するところについても聞くことができ、満足度が高かった
- ・とても良い内容だったので無料でよかったのかどうかとの声も聞かれた
- ・母乳育児を安心して実施できるための知識を医療者が持ち、常に考えることが必要であることが共有できた

運営について：

- ・スムーズに行われていた。初めての運営であったので詳細がわからずに大変だったが、少しずつ運営に携わり事務局の負担の軽減を図ることも必要ではないかと思った
- ・2~3年ずつ交代できるとよいのではないか
- ・続けていくことで、県内のネットワークが広がるのではないか
- ・坂総合病院の事務局の方にはZoomの接続や動画の編集をお願いでき、ありがたかった

討議事項：無料だと参加者は増えるが、当会からの持ち出しも増えることについては、今後検討していくこととなった。

2. 報告) 東北母乳の会 (青葉理事長)

出 席：鈴木瑠衣さん(なるみ赤ちゃんこどもクリニック看護師)

青葉理事長、佐藤(祥)理事、小林幹事

日 程：6月3日(土)
場 所：弘前市
講 演：網塚貴介先生（青森県立中央病院 成育科部長）
テ ー マ：産後ケア

宮城からはなるみ赤ちゃんこどもクリニックの鈴木さんの発表

青葉理事長より、あおり母乳の会では出生数が減ったことに危機感を持っており、育児に重点を置いたほうがよいのではないかとの意見交換を網塚先生と行ったこと、東北母乳の会では世代交代が今後の課題であると考えられたことについて報告された。

3. 討議) 今年のフォーラムについて (事務局熊谷)

日 程：10月28日(土) 14:00~16:30
場 所：宮城県医師会館 仙台市青葉区大手町1番5号
(地下鉄東西線 大町西公園前より約1分)
講 演：堺 武男監事 山口 創教授 (桜美林大学)

開催方法：Zoomを使用したハイブリット (予定)

プログラム：13:30~13:55 NPO法人総会

14:00~フォーラム

開会宣言 理事長挨拶

14:05~14:35 堺先生の講演

14:35~14:45 休憩

14:45~15:45 山口創教授 (桜美林大学) の講演

15:45~16:15 トーク・トーク・トーク (5. 当会設立30周年記念行事について参照)

17時には完全撤収

懇 親 会：30周年パーティーと令和5年度「看護の日」優良看護職員等として表彰された、佐藤梅子さん・高橋純子さんをお祝いしてはどうかとの意見があった。

広 報：広報先についてメーリングリストで共有することになった。申し込みについてはPeatixを使用することを確認した。

担 当 者：春ウイメンズクリニックもしくは仙台医療センターに青葉理事長より依頼することになった。

年会費の納入方法について：広報とともに年会費納入方法について検討が必要との意見があった。

参考：Payvent (<https://payvent.net/>)

4. 討議) 通常総会について (事務局熊谷)

日 程：10月28日(土) 13:30~13:55 NPO法人総会

*役員改選の時期のため、自薦他薦などをメーリングリストもしくは事務局宛のメールにて募るこ

とになった。

当日報告担当：理事長(司会)・青葉、事務局・熊谷(事業)、会計・千葉幹事(会計)

所轄官庁への書類作成：会計関係は千葉／飯田、その他は熊谷

資料作成等協力についての依頼があった。

5. 当会設立30周年記念行事について（青葉理事長、事務局熊谷）

2月16日のMLで「母乳育児支援のあり方が変革の時期であることについて、事前に現状の支援のあり方の問題点を抽出しておいて、会ではそれについてディスカッションする、結論を得るといような時間を設けるとよいと思っています。」との意見があったことを踏まえて、次回フォーラムのトーク・トーク・トークでのテーマについて検討していくことになった。

6. 9月発行ニュースNo.61について（大友理事、山田(校正担当)、事務局熊谷）

・発行予定：9月中旬 印刷物完成・送付予定

・原稿担当：巻頭言：青葉理事長

母乳育児奮闘記：堺監事

定例会報告（600字+アンケート）：坂総合病院 相澤

東北母乳の会報告：佐藤祥

フォーラムについてのお知らせ：事務局

本の広告：事務局

会員募集：事務局

理事・幹事会議事録：事務局・山田

・スケジュール：8月20日頃入稿締め切りとし、完成は9月初旬を目途とする

7. その他

1) ホームページについて

- ・会員専用ページを無くしてアーカイブがすべて見られる状態にしてある。今後会員ページで見られるものをどうするかについて意見をメールで受け付ける。(担当：大友理事)
- ・事務局よりホームページの検討が必要との意見があったことから、青葉理事長を中心にワーキンググループメンバーを検討することになった
- ・ワークショップの基調講演がYouTubeにアップされた

2) 事務局より（事務局熊谷）

(1)報告事項

①母乳率調査データ使用許可について

問い合わせがあった龍谷大学の大学院生の発表用スライド使用については次回確認の予定であることが報告された。

②当会の母乳率調査の結果をHPに掲載することについて

今後確認予定であることが報告された。

③本の販売について

「初乳から卒乳まで」の申込みが販売終了後も3件あり、在庫がないため販売を断ったことが報告された。本の販売は税金がかかるため、販売終了次第手続きが必要となることを確認した。

(2)事務局からのお願い

①今後の会の運営について

現在の業務内容の整理、事業内容、運営方法などについて意見を募集しているが、ほとんど意見がないため引き続き意見を頂きたい。

②ワークショップ開催のマニュアルについて

山本理事・芳賀幹事に作成していただき、定例会開催時に参照させて頂いている。よりスムーズな運営ができるように、イベントごとに追加修正など行っていきたいと考えていることから、マニュアルに対するご意見も引き続きお願いしたい。

③本の販売について

4月の理事・幹事会以降、青葉先生の講演と購入、東北母乳の会での対面、販売フォーム経由で130冊ほど販売できた。資金面が厳しい状況があることから、本の販売促進について継続して協力をお願いしたい。

④入会や異動者のお知らせについて、呼びかけ継続のお願い

新年度になっているので新入の方、異動者の方に入会の呼びかけ、住所変更などあればお知らせ頂くように呼びかけをお願いしたい。

次回 第7回理事会・幹事会：2023年7月3日(月) 18：30～ (Zoom)

2022年度 第7回 理事・幹事会議事録

日 時：2023年7月3日(月) 18:30~19:51 於：Zoom

出席者：理事長：青葉 副理事長：中村 事務局：熊谷

理 事：洞口、加藤、大友、飯田、山本、佐藤祥

幹 事：近江、渡邊(佐)、相澤

監 事：堺

オブザーバー：仙台医療センター：由利、宮城大学：山田（書記）

1. 討議) フォーラムについて (洞口理事・青葉理事長・事務局熊谷)

日 程：10月28日(土) 14:00~

場 所：宮城県医師会館→宮城県歯科医師会館 (仙台市青葉区国分町1-5-1)

変更の理由：使用料が無料、去年と同じ会場で使い勝手がわかる、懇親会会場への距離が近い

講 演：堺武男先生 演題：未定

山口創教授 (桜美林大学) 演題：未定

*堺先生、山口教授の演題と講師略歴については至急問い合わせ (担当：青葉理事長)

開催方法：現地+Zoomのハイブリッド

定 員：現 地：未定

Zoom：100名以上のプランを検討することになった

参 加 費：非会員；2,000円・会員；1,000円

申し込み締め切り：2023年10月20日 (当日、現地参加のみあり)

プログラム案：プログラム案について検討し、1部制と2部制を検討した結果、1部制にすることになった。

13:30~13:55 NPO法人総会

14:00~14:05 フォーラム 開会宣言 理事長挨拶

14:05~14:35 基調講演 堺武男先生

14:35~14:45 休憩

14:45~15:45 30周年記念講演 山口創教授 (桜美林大学)

15:45~16:15 質疑応答

16:15~17:00 (当会の) 今後について (仮) とこれまでの10年間の表彰

17:30 完全撤収

18:00 懇親会

広 報 先：記者クラブ投げ込み (事務局熊谷) そのほかは後日確認予定

名義後援依頼先：東北母乳の会、宮城県助産師会、日本母乳の会、のびすく指定管理者

ポスター作成：洞口理事

期 日：7月中旬

Peatixページ作成：事務局熊谷・大友理事

バナー作成：大友理事

懇親会：洞口理事

会 場；森のパルク（今から予約）

開始時間；18：00～

2. 討議) 通常総会について

13：30～13：55 NPO法人総会

役員改選に基づく退任の申し出：小原理事、洞口理事、佐藤(祥)理事

新任の役員自薦他薦：由利(理事)

資料作成：担当；事務局熊谷、飯田理事、千葉幹事

事前送付物：挨拶文(担当；青葉)、質問状、出欠ハガキ、議案書、ニュース(冊子)、会費振込用紙

当日報告担当：青葉理事長(司会)、事務局熊谷(事業)、千田幹事(会計)

3. 9月発行ニュースNo.61について (大友理事、山田(校正担当)、事務局熊谷)

・発行予定：9月中

印刷物の送付及び当会ホームページに告知、メール添付によるWeb配信の予定であることが報告された。

・原稿担当：巻頭言（青葉理事長）

母乳育児奮闘記：堺監事

定例会報告：渡邊幹事

東北母乳の会の報告：佐藤(祥)理事

フォーラムについてのお知らせ：洞口理事・事務局

本の広告：事務局

会員募集：事務局

理事・幹事会議事録：事務局・山田

・スケジュール：校了9月初旬、完成は9月中旬目途とする

・原稿締め切り：2023年8月20日

4. ホームページについて (中村副理事長)

・ホームページワーキンググループを立ち上げる予定であることが報告された

・メンバーを各施設から（特に）若手のスタッフを出してもらうように依頼された

5. その他

1) 事務局より以下のことについて報告、依頼された

- ・報告) You Tubeチャンネルのサムネイル画像が変更になった
- ・継続) 当会の母乳率調査の結果をHPに掲載することについて (担当: 大友理事)
- ・継続) 今後の会の運営について。現在の業務内容の整理、事業内容、運営方法などについて意見を募集しているが、ほとんど意見がないため引き続き意見を頂きたい
- ・継続) 本の販売について継続して協力をお願いしたい
- ・継続) 入会や異動者のお知らせについて、呼びかけのお願い。新年度になったので新入の方、異動者の方に入会の呼びかけ、住所変更などあればお知らせ頂くように呼びかけをお願いしたい

2) 次年度の活動について

堺監事より確認があり、次年度母乳率調査を実施することになった。

次回 第8回理事会・幹事会：2023年8月7日（月）18：30～（Zoom）

日 時：2023年8月7日(月) 18:30~19:20

出席者：理事長：青葉

理 事：洞口、藤本、熊谷、飯田、加藤、佐藤祥

監 事：堺

オブザーバー：仙台医療センター：由利・氏家・小川、東北大学：武石

坂総合病院：若澤・近江、東北公済病院：高橋、宮城大学：山田（書記）

1. 総会の準備の進捗状況（事務局熊谷）

1) 議案書について

気づいたことがあれば8月中にメーリングリストにて連絡するよう依頼された。

2) 理事について

退任や推薦があれば事務局へ知らせてほしいと再度依頼された。

3) オブザーバーの区分けについて

幹事、オブザーバーの役割が曖昧のため、理事長と事務局で検討することになった。

2. 母乳フォーラムの準備の進捗状況（青葉理事長、洞口理事、事務局熊谷）

1) 後援について（事務局熊谷）

承諾済の団体が以下のとおりであることを確認した。

- ・日本母乳の会・東北母乳の会・宮城県助産師会・せんだいファミリーサポート・ネットワーク・MIYAGI子どもネットワーク・子育て応援団ゆうわ・冒険あそび場・せんだい・みやぎネットワーク

2) 費用について（青葉理事長）

- ・青葉理事長より会場のWi-Fiの契約が見直しの予定、見積もりを2社に依頼中であることが報告された
- ・事務局熊谷より予算状況が厳しいことが報告された

3) ポスターについて（洞口理事）

- ・ポスターの内容について承認された
- ・申し込み期限を10月21日の23:59迄とし、申し込み用Peatixページの最終調整、QRコードの部分修正などの最終調整後にメンバーにMLなどで送り、広報に協力をお願いしたいとの説明があった

4) 役割分担など（洞口理事）

- ・総合司会：山本理事
- ・座 長：中村理事・未定

- ・当日スタッフ：仙台医療センターの師長に依頼済であるが、当日助産師フェスタなどもあるため医療センターからは2～3人となる予定
- ・懇親会：森のパークは予約済。予約時間は18：00～20：00
- ・役割分担表は後日提示予定であることが確認された

5) その他

6) 青葉理事長より講師の謝礼は変更なしであることが報告された

7) オブザーバー武石氏よりPeatixにて懇親会の参加申し込み欄を設けてはどうかとの意見があった

8) 加藤理事よりオンデマンドも設定してはどうかとの意見があり、Peatixにて一律1,000円程度で視聴できるように設定することになった

9) 参加制限を100名から300名に増員したことから、申込締め切りを10月21日(土)とすることになった。またオブザーバー武石氏よりPeatixの申込締め切り期限を明記する方法で対応する方法が提案された

3. ニュースについて (リマインド) 事務局熊谷

担当者は8/20までに大友理事へ提出するよう依頼があった。

4. ワークショップについて

- ・開催時期は2月の予定であること、次回の理事・幹事会で日程と担当を決定することを確認した
- ・開催担当の持ち回りについて今年度担当した3病院（仙台市立病院・坂総合病院・仙台医療センター）で担当することに限界があるとの意見があったことから、メーリングリストで意見を募ることになった
- ・加藤理事よりマニュアルを役立ててはどうかとの意見があった

5. その他

- ・青葉理事長より、次回の理事・幹事会までに総会資料について意見をもらいたいとの依頼があった

次回 2023年度 第1回理事・幹事会は9月4日(月) 18：30～ (Zoom)

特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会・定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区国分町二丁目3番11号におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く国民に対して、母乳育児の推進に関する事業を行い、国民の健康の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 母乳フォーラム事業などのイベントの開催を通じての社会啓発活動。
- (2) 母乳のニュースの発行事業
- (3) インターネットやパンフレット、ポスターなどを通じた母乳育児関連情報の提供および啓発事業。
- (4) 母の会の支援事業や、母乳育児中の母子および家族のサポートのために必要な事業。
- (5) 東北母乳の会などの、母乳育児などに関わる日本国内および海外の組織との協力交流促進事業。
- (6) 国内、国外の一般市民や会員の母乳育児関連情報の交流促進、講演会への講師派遣、オンライン会議などの実施。
- (7) 母乳育児などに関する相談活動。
- (8) 母乳育児などに関わるCDやビデオ、書籍、冊子などの資料製作と頒布、販売。
- (9) その他、上記目的を遂行するのに必要な事業。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長、若干名を上席理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 上席理事は、理事のうち理事長を経験した者とし、理事会において選任する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長、幹事、その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任、解任及び報酬

- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが

できる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもつ

て招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも理事会の15日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又

は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち宮城県に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

| | |
|---------|---------|
| 理 事 長 | 堺 武 男 |
| 副 理 事 長 | 上 原 茂 樹 |
| | 高 橋 英 子 |
| 理 事 | 中 村 理 恵 |
| | 豊 島 紀代子 |
| | 佐 藤 梅 子 |
| | 佐 藤 祥 子 |
| | 渡 邊 孝 紀 |
| | 山 本 優 子 |
| | 嶺 崎 眞利子 |
| | 崔 佳苗実 |
| | 飯 田 富 己 |
| | 熊 谷 賀 代 |
| | 千 田 道 代 |
| | 松 井 憲 子 |
| | 青 葉 達 夫 |
| | 監 事 |
| 佐 山 恭 子 | |

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年8月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

- (1) 正会員 0円
- (2) 賛助会員 0円

附 則 この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。
(平成22年2月2日 第13条)

附 則 この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。
(平成26年2月28日)

附 則 この定款は、社員総会議決の日から施行する。
(令和元年10月26日2018年度第13回通常社員総会議決 第55条)

附 則 この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。
(令和4年2月22日)

附 則 この定款は、社員総会議決の日から施行する。
(令和4年10月29日 第13条)

特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会

やさしい育児の本

赤ちゃんを知り、お母さんを知ろう

育児にかかわる全ての皆さんへ、敬意と応援をこめて
「初乳から卒乳まで」に続く第二弾 絶賛販売中

育児を支援する上で、お母さん方へのアドバイスに困ったことはありませんか？ そんな方々へヒントになるように、困ったときに読み返せる基礎的な教科書をつくりました。育児を応援する全ての皆さんの役に立てていただくべく、日々母子を支える小児科医・産科医・歯科医師・薬剤師・助産師が執筆しました。もちろん子育て中の親御さんにも参考になる内容です。

- ・赤ちゃんの睡眠パターン変化
- ・赤ちゃんの黄疸
- ・赤ちゃんの哺乳行動と哺乳量
- ・初乳と成乳
- ・母乳による母子の病気の予防効果
- ・乳児ビタミンK欠乏性失血症
- ・赤ちゃんの食物アレルギー
- ・赤ちゃんのむし歯
- ・乳幼児虐待の現状と対策
- ・育児困難のお母さんをどのように支援するか
- ・産後のお母さんのメンタルヘルスとそれへの対応
- ・仕事もしているお母さんを取り巻く状況…など37項目



■ご注文お問合せ先

株式会社 宮城文化協会内 発送事務局

〒981-0932 仙台市青葉区木町5-29 FAX : 022-273-2590

■本注文専用メール : m.bonyu.book@gmail.com

■お問い合わせメール : m.bonyu@gmail.com

仕様/A5版 全カラー印刷 141P
ISBN978-4-9909084-1-6 C3047
定価：1,200円 (本体1,091+税10%)

「やさしい育児の本」購入申込書

| | | | |
|------|--------------|-----|----------|
| 氏名 | | | |
| 住所 | 〒 | | |
| TEL | | FAX | |
| メール | @ | | |
| 申込冊数 | 1,200円(税込) X | 冊= | 円 合計金額 円 |

送信先 FAX 022-273-2590 メール m.bonyu.book@gmail.com

創立 30 周年記念 母乳フォーラム in みやぎ 2023

日時：2023年10月28日（土）14：00～17：00
場所：宮城県歯科医師会館（仙台市青葉区国分町1-5-1）5階講堂
定員：会場100名（中学生以上）、Zoom300名
参加費：現地参加・ZOOM参加（アーカイブ視聴含む） 会員1,000円
現地参加・ZOOM参加（アーカイブ視聴含む）非会員2,000円
アーカイブ視聴のみ 会員・非会員とも1,000円

プログラム

13：30～14：00 NPO法人みやぎ母乳育児をすすめる会 総会

14：00～15：30

特別講演：子どもの脳は肌にあるー母乳育児の大切さ

山口 創先生（桜美林大学リベラルアーツ学群教授・臨床発達心理士）

15：40～17：00 トーク・トーク・トーク

基調講演：母乳育児と母乳育児支援30年

ーこれまでのこと そしてこれからのことー

堺 武男先生（小児科医）

指定発言：産後ケアでの母乳栄養の関わり方

菊地 雅子さん（産後ケアハウス ママン家 助産師）

笑顔を育む子育て環境を目指して！

齋藤 勇介さん（NPO法人子育て応援団ゆうわ 理事長）

*講演の詳細は予告なく変更となることがあります。ご了承下さい。

*peatixにて事前申し込みをお願いします（締め切り10月21日23：59）。

*10月26日までに資料ダウンロードや視聴用URLをお送りいたします。

*アーカイブ視聴は期間限定となります。

詳細・お申込み先：<https://susumerukai-forum2023.peatix.com>



お問い合わせ先：NPO法人 みやぎ母乳育児をすすめる会
〒980-0803 仙台市青葉区国分町2-3-11
東北公済病院 母子センター
E-mail：m.bonyu@gmail.com
<https://miyagibonyu.or.jp/>

後援：日本母乳の会 東北母乳の会 宮城県助産師会 子育て応援団ゆうわ MIYAGI子どもネットワーク
せんだいファミリーサポート・ネットワーク 冒険あそび場・せんだい・みやぎネットワーク
マザー・ウイング

住所や勤務先、お名前が変わった方、退会を希望される方は事務局までお知らせください。また、当会では情報伝達を確実かつ迅速に行い、経費を削減して皆様へ還元するため、連絡手段やニュースレターのデジタル化を進めております。メールアドレスをお知らせ頂いていない方、メールでのお知らせが届いていない方は、事務局までお知らせください。当会宛にメールでお名前・ご所属・職種をお知らせ頂くか、会費納入時に振込用紙へ記載をお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。

連絡先

事務局：東北公済病院 母子センター

住 所：〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町2-3-11

E-mail：m.bonyu@gmail.com

特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会
理事長：青葉 達夫
事務局：東北公済病院7階 母子センター
e-mail:m.bonyu@gmail.com